

令和8年度吾妻地域広域観光促進事業「あがつまニンニン！」企画運營業務委託に係る仕様書

1 業務名

吾妻地域広域観光促進事業「あがつまニンニン！」企画運營業務（以下「本業務」という。）

2 事業の目的

群馬県吾妻郡（中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町）で戦国時代を中心に活躍した「吾妻真田忍者」を活かして、アニメコンテンツやゲームキャラクター等の IP コンテンツ（以下「IP コンテンツ」という。）とコラボレーションしたデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を実施することにより、地域のブランディングを図るとともに、新たな層の誘客や来訪者の更なる回遊性の向上と滞在時間の増加を促し、地域経済の活性化を目指す。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務内容

上記の目的を達成できるようなスタンプラリーを実施すること。なお、本業務にはスタンプラリーの企画運営及び物品調達、景品調達・発送、結果分析のすべてを含む。また、スタンプラリーへの参加を促す広報を実施すること。

(1) 実施概要

ア 開催期間

令和8年7月中旬を開始日とする1か月以上の期間で、委託者と協議の上決定した期間

イ 対象地点

18か所程度を想定（3か所×6町村）

ウ 参加料

無料

エ 目標

参加（登録）人数：1,000人

30代以下の人数：総参加（登録）人数の4割（400人）

3町村以上を訪問した人数：総参加（登録）人数の6割（600人）

(2) 基本ストーリーの作成

- ・吾妻郡で戦国時代を中心に活躍した「吾妻真田忍者」をテーマとしたストーリーを作成すること。
なお、「吾妻真田忍者」を切り口として、吾妻郡6町村それぞれの魅力を発信できるよう工夫すること。
- ・制作するデザイン等について、テーマである「吾妻真田忍者」をコンセプトとし、吾妻郡6町村の観光周遊を想起させるような内容とすること。
- ・スタンプラリーのネーミングについて、より誘客が図れるような魅力的なものを受託者が提案し、委託者と協議の上決定する。なお、ネーミングの際には、他者の商標権を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。
- ・主なターゲットを30代以下の若年層とし、ペルソナを設定して企画提案を行うこと。
- ・スタンプをすべて獲得しなくても楽しめるような工夫を凝らすこと。

例) 町村ごとにスタンプの絵柄を変える、フォトスポットを設置する、ミニ特典を配布する等

(3) IP コンテンツとのコラボレーション

- ・ IP コンテンツとコラボレーションし、スタンプラリーへの参加意欲の醸成を図ること。なお、コラボレーション先については受託者の提案とし、30代以下の若年層に訴求力の高い人気キャラクターを選定すること。
- ・ コラボレーションする際の IP ホルダーとの調整は受託者が行い、この際必要な費用はすべて契約金額に含める。

(4) システム

- ・ スタンプラリーに使用するシステムは受託者において用意し、実施期間中24時間安定的に稼働できるものとする（稼働率：99.5%、障害一次報告：30分以内、復旧目標：4時間）。
- ・ アクセス集中時においても利用に支障が生じないよう、十分な負荷対策を講じること。
- ・ スタンプラリーに使用する機器は、参加者個人が所有するスマートフォン等（以下「モバイル端末」という。）とし、可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。
- ・ スタンプラリーの参加にあたっては、参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録をする等、参加者の属性が把握できるシステムとすること。
- ・ スタンプの獲得方法は、GPS 機能や QR コード機能等を活用し、参加者が分かりやすく、便利な方法とすること。
- ・ 参加者が獲得できるスタンプ数は、対象地点1か所につき1個とすること。
- ・ スタンプラリー参加時のユーザー登録は、必要な情報（ニックネーム、年齢、居住地等）のみによる申込みとし、個人を特定できる情報（住所、氏名、電話番号等、以下「個人情報」という。）は景品の発送が生じる際にのみ収集すること。また、その旨をユーザー登録時点において参加者が確認できるようにすること。
- ・ 参加者がスタンプスポットの場所やスタンプ獲得数について、モバイル端末のスタンプラリー画面から確認できるようにすること。
- ・ 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合も、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引継げるようなシステムにすること。

(5) 対象地点の設定

- ・ 対象地点は受託者からの提案を元に委託者と協議の上決定する。なお、地点数は各町村で3か所程度（合計18か所程度）とし、町村が地域のPRを実施できるよう道の駅や観光案内所等の主要観光施設を各町村で1か所は設定すること。また、「吾妻真田忍者」関連施設を含めながら、より周遊性の促進を図れる地点を提案すること。
- ・ 対象地点との調整については受託者が実施すること。なお、対象地点が公共施設である場合は委託者が調整の協力を行う。
- ・ 対象地点（観光案内板等も含む）に機器等を設置する際には事前に委託者と協議した上で設置をすること。
- ・ 天候不良又は災害等により対象地点が利用できなくなった場合の代替手段を、事前に委託者と協議の上決定すること。

(6) 広報

- ・ 参加者にスタンプラリーの内容を分かりやすく周知するため、ポスター・チラシ・のぼり旗等の広報PRツールを作成すること。なお、広報PRツールの種類、内容、作成部数については受託者からの提案を元に委託者と協議の上決定する。

- ・スタンプラリー専用 WEB サイトの開設、Instagram 等の SNS の活用、マスメディアへのパブリシティ活動による情報発信など、スタンプラリーを効果的に広報できる手段について、受託者からの提案を元に委託者と協議の上決定する。
- ・委託者が報道機関等へ告知を行う際に広報のために使用する情報や素材を提供すること。
- ・広報に関わる費用（広告費、デザイン費、チラシ作成費用等）はすべて契約金額に含める。

(7) 景品

- ・景品制作及び発送など景品が当選者に渡るまでの一連の業務は受託者が実施し、必要な費用はすべて契約金額に含める。なお、景品制作及び発送にかかる費用の上限額は1, 289, 000円（税込み）とし、この詳細な内訳を書面で提出し、委託者と協議の上決定すること。
- ・スタンプの獲得数に応じてノベルティやその他景品を用意すること。なお、景品の内容及び抽選方法等は受託者からの提案を元に委託者と協議の上決定する。
- ・景品は、より多くの方が受領可能となるよう、デジタルインセンティブを活用する等工夫を凝らすこと。
- ・景品を抽選とする場合の応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとする。
- ・景品を吾妻郡内での引換えとする際には、その引換え先等を受託者が提案し、委託者と協議の上決定する。
- ・個人情報景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡にのみ利用すること。また、その旨を参加者が応募時に確認できるようにすること。
- ・当選者確定後は、当選者一覧を作成し、委託者へ提出すること。
- ・景品の発送のために収集した個人情報は、発送業務完了後90日以内又は業務委託期間最終日のいずれか早い日までに復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄するものとし、廃棄したことについて遅滞なく委託者に書面により報告すること。

(8) イベントの運営管理等

- ・制作したスタンプラリーの管理や運営をすること。
- ・スタンプラリーの円滑な実施に必要なマニュアルを作成・整備し、関係機関への周知を図ること。なお、マニュアルには GPS 偽造等の不正検知及び処理手順の記載も含めること。
- ・スタンプラリーの制作にあたっては関係機関と調整し、事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう進捗管理を行うこと。
- ・参加者又は関係機関からのスタンプラリー参加方法等に関する問合せがあった際に対応すること。
- ・原則毎週1回以上、目標に対する達成率（各項目の実績値及び達成率）及び問合せ数を委託者に報告すること。なお、報告にあたっては委託者が指定した様式を使用し、改変可能な状態で提出すること。
- ・スタンプラリー開催期間終了後、5日以内に参加（登録）者数、日別チェックイン数、対象地点別チェックイン数、景品応募者数、参加者の属性等の統計情報等が分かる資料を委託者に提出すること。なお、資料は Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint で作成し、改変可能な状態で提出すること。

5 留意事項

- (1) 業務の実施にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分に留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、

宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用はすべて契約金額に含める。

- (3) 本業務の実施にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

6 業務工程表の提出

契約締結後、4月下旬までに業務工程表を提出すること。

7 業務完了報告書の提出

業務完了後、2週間以内に業務完了報告書を提出すること。なお、報告書には参加（登録）者数、日別チェックイン数、対象地点別チェックイン数、景品応募者数、参加者の属性等の統計情報並びに記録写真、広報実績、目標に対する達成率とその結果に対する分析等を掲載すること（様式任意）。また、報告書はMicrosoft Word又はMicrosoft PowerPointで作成し、改変可能な状態で提出すること。

8 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、本業務に関する著作権等は次のとおり取扱う。

- ・納品された成果物や、本業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて委託者に譲渡するものとする。
- ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、受託者が使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、この際必要な費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者が保有するものとする。
- ・受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ・成果物や本業務で作成したチラシ等に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、当該既存著作物の使用に必要な費用はすべて契約金額に含めるものとする。

9 その他

- ・契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と優先交渉者で細部を打合せの上、締結する。
- ・業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託する場合は、再委託先の名称及び再委託した本業務の内容を委託者にあらかじめ書面により通知し、許諾を得るものとする。
- ・本業務を進める際は、委託者と十分な協議を行うものとし、本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・本業務の執行段階において、仕様書記載外の要件追加や内容変更を行う場合は、事前に変更見積及び新たに作成した業務工程表を双方で確認し、書面合意するものとする。
- ・受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。
- ・災害等やむを得ない理由により、本業務の内容・実施時期を変更することがある。